

令和5年12月

宇土市議会定例会議案（その1）

令和5年11月30日招集

令和5年12月市議会定例会議案（その1）目次

番 号	議 案 名	ページ
議案第85号	宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	1
議案第86号	宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	2
議案第87号	宇土市印鑑条例の一部を改正する条例について	6
議案第88号	宇土市手数料条例の一部を改正する条例について	7
議案第89号	宇土市廃棄物等の減量化、再資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について	8
議案第90号	宇土市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例について	10
議案第91号	宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	11
議案第92号	宇土市老人ホーム条例の一部を改正する条例について	12
議案第93号	宇土市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例について	13
議案第94号	辺地総合整備計画について	14
議案第95号	指定管理者の指定について	19
議案第96号	指定管理者の指定期間延長について	20

議案第 97 号	令和 5 年度宇土市一般会計補正予算（第 4 号）について	21 別冊
議案第 98 号	令和 5 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	〃
議案第 99 号	令和 5 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	22 別冊
議案第 100 号	令和 5 年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）について	〃
諮問第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	23
諮問第 5 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	24
報告第 19 号	専決処分の報告について 専決第 11 号 損害賠償額の決定について	25
報告第 20 号	専決処分の報告について 専決第 12 号 損害賠償額の決定について	26

議案第 85 号

宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

宇土市一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 2 年条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第 2 0 条の 2 第 1 項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第 4 4 条」を「第 2 6 条の 8」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 86 号

宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
について

宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次
のように制定する。

令和 5 年 1 月 30 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年条例第 33 号)
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「次項」を「第 3 項」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1
号の次に次の 1 号を加える。

(2) 別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務

第 3 条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を
同条第 4 項とし、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 別表第 2 の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限
度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用するこ
とができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の
個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、こ
の限りでない。

第 3 条に次の 1 項を加える。

6 第 2 項から第 4 項までの規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の
条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面
の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第 4 条第 1 項中「別表第 2」を「別表第 3」に改める。

別表第 1 中

「

市長
市長
教育委員会

」を

「

1	市長
2	市長
3	教育委員会

」に改め、同表に次のように加える。

4 市長	宇土市子ども医療費助成条例（昭和48年条例第7号）による医療費の助成（以下「子ども医療費助成」という。）に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	宇土市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和57年条例第11号）による医療費の助成（以下「ひとり親家庭等医療費助成」という。）に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	宇土市重度心身障害者医療費助成に関する条例（昭和58年条例第9号）による医療費の助成（以下「重度心身障害者医療費助成」という。）に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2中

「

市長
市長
教育委員会

」を

「

1 市長
2 市長
3 教育委員会

」に改め、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

		母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	ひとり親家庭等医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		子ども医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
3 市長	重度心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	身体障害者福祉法による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	子ども医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの
	重度心身障害者医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの
	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
	療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項の規定に基づき、個人番号を利用することができる事務を追加するため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 87 号

宇土市印鑑条例の一部を改正する条例について

宇土市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 11 月 30 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市印鑑条例の一部を改正する条例

宇土市印鑑条例（昭和 51 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 5 項中「印鑑登録者であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 7 項の規定により利用者証明用電子証明書の提供を受けているものは、」を削り、「かかわらず」の次に「、印鑑登録者は」を、「個人番号カード」の次に「（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、スマートフォンによるコンビニ交付サービスに対応するため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 88 号

宇土市手数料条例の一部を改正する条例について

宇土市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市手数料条例の一部を改正する条例

宇土市手数料条例（平成 1 1 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「個人番号カード」の次に「（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を加える。

第 6 条に次のただし書を加える。

ただし、当該手数料を納めた者の責めに帰することができない事由があると市長が認めるときは、この限りではない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴うスマートフォンによるコンビニ交付サービスに対応するため、及び手数料の還付の規定を追加するため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 89 号

宇土市廃棄物等の減量化、再資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する
条例について

宇土市廃棄物等の減量化、再資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和 5 年 1 月 30 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市廃棄物等の減量化、再資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する
条例

宇土市廃棄物等の減量化、再資源化及び適正処理等に関する条例（平成 18 年条例第 1
3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 2 号から第 4 号までを次のように改める。

(2) 資源ごみ

(3) 埋立ごみ

(4) 粗大ごみ

別表第 1 中

「

	燃えないごみ	指定袋（大）	200 円 / 10 袋
		指定袋（小）	120 円 / 10 袋
		粗大用シール	500 円 / 5 枚

」を

「

	粗大ごみ	粗大ごみ処理券	500 円 / 5 枚
--	------	---------	-------------

」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に残存するこの条例による改正前の宇土市廃棄物等の減量化、
再資源化及び適正処理等に関する条例別表第 1 に規定する家庭系廃棄物燃えないごみ用
指定袋は、この条例による改正後の宇土市廃棄物等の減量化、再資源化及び適正処理等
に関する条例別表第 1 に規定する家庭系廃棄物燃えるごみ用指定袋として、当分の間使
用することができるものとする。

3 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うこ
とができる。

提案理由

燃えないごみの収集方法変更に伴い、家庭系廃棄物の種別等を変更するため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 90 号

宇土市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例について

宇土市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 11 月 30 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例
宇土市放課後児童クラブ施設条例（平成 22 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

宇土東小学校児童クラブ施設	宇土市築籠町 4 6 番地 2
---------------	-----------------

」を

「

宇土東小学校児童クラブ施設	宇土市築籠町 4 6 番地 2
花園小学校児童クラブ施設	宇土市古保里町 6 9 5 番地

」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

花園小学校敷地内に新たに花園小学校児童クラブを創設するため、条例を改正する。
これが、この議案を提出する理由である。

議案第91号

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月30日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第35条第3項中「本章」を「前節」に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項中「本章」を「前節」に、「第6条第2項中」を「第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」に、「教育・保育給付認定子ども」と、「」を「教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、「」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第92号

宇土市老人ホーム条例の一部を改正する条例について

宇土市老人ホーム条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月30日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市老人ホーム条例の一部を改正する条例

宇土市老人ホーム条例（平成17年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第5項」及び「及び軽費老人ホーム」を削る。

第2条の表宇土市軽費老人ホーム（B型）芝光苑の項を削る。

第4条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とする。

第5条第1項中「養護老人ホーム」を「老人ホーム」に改め、同条第2項を削る。

第6条及び第7条を削り、第8条を第6条とする。

第9条から第13条までを削り、第14条を第7条とする。

第15条第2項を削り、同条を第8条とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

宇土市軽費老人ホーム（B型）芝光苑を令和6年3月31日付けで廃止するため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第93号

宇土市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月30日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例

宇土市空家等の適正な管理に関する条例（令和2年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条中「を行わなければ」を「に努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければ」に改める。

第7条第2項中「当該職員又は」を「空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくは」に改める。

第11条第1項中「法第14条の規定により」を削り、「第14条第1項」を「第22条第1項」に、「若しくは第10項」を「から第12項まで」に改め、同条第2項中「第14条第2項」を「第22条第2項」に改める。

第14条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第15条第1号中「第6条」を「第7条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第94号

辺地総合整備計画について

宇土市の辺地総合整備計画を次のとおり定めるものとする。

令和5年11月30日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

辺地に係る総合整備計画を定めるには、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

辺地別公共的施設整備計画（令和6年度から令和10年度までの5年間）

辺地名	辺地点数	人口 〔人〕	世帯数 〔戸〕	面積 〔km ² 〕	公共的施設の整備を必要とする事情
網田	107	2,789	1,338	21.96	<p>網田地区は元来、網田村として存続していたが、昭和33年に宇土町に編入され、宇土市が誕生した。当時は、最大の人口を誇っていたが、昭和33年の7,700人から、令和5年は2,789人と大幅に減少している。</p> <p>その理由の一つは、当地域は、本市の最西端に位置し、地域の大部分は急傾斜地又は山岳に囲まれた中山間地域となっており、住民の日常生活面での環境整備が遅れているためである。</p> <p>そのため、地域全体として、産業の活性化や生活環境の整備が求められており、また、令和5年度からの第6次宇土市総合計画後期基本計画において、網田地区の賑わいを生み出すまちづくりや道路・交通の環境整備を進めることを目標としている。</p> <p>集落間をつなぐ市道として、道路幅員が不足しており、地域住民の安全な日常生活に支障を来しているため、既存市道の改良を行うものである。また、道路新設を行うことにより地区内・地域間連携の強化及び地域振興を図るものである。</p> <p>干潟景勝地の整備に伴い、観光目的による車両通行台数の増加が見込まれ、農作業の安全確保のため、農道の拡張を行うものである。</p> <p>当地域は山間地であり、火災等の発生に際し初期消火活動が最も重要となる。このため、地域住民の生命と財産を守るため、耐震構造の防火水槽を設置するものである。また、小型動力ポンプ積載車を整備し、円滑な消防活動と地域の防災力の向上を図るものである。</p> <p>御興来海岸の干潟景勝地は、九州内外から観光客が多く来訪されているものの、敷地内に駐車場が少ないため、利便性が悪い施設環境となっている。</p> <p>そのため、駐車場整備及び新規展望所設置等を行うことで、更なる誘客施設としての価値を高めていくため整備するものである。</p> <p>また、網田駅舎（網田レトロ館）は、国の登録有形文化財に指定されており、網田地域活性化の活動拠点となっている。耐震補強を行うことで、安全性を確保しながら文化的施設の利活用を推進し、地域の交流人口の増加や地域活性化を図る。</p> <p>現在、本地域の公民館を集会所として利用しているが、昭和45年の建設から53年が経過し老朽化が進んでおり、平成28年熊本地震でも被災している。また、平成28年豪雨災害で決壊した川が近隣にあるという立地である。さらに、施設及び駐車場の収容面積が小さく、コミュニティ活動の中心施設として機能を十分に果たせていない。そのため、更なる地域の活性化のため、耐震性及び避難所機能を備えた安心・安全なコミュニティセンターの移設建て替えを行う。</p> <p>あわせて、築60年以上の老朽化している支所の建て替えを同時に行い、支所機能を併設する。</p>

辺地別公共的施設整備計画（令和6年度から令和10年度までの5年間）

辺地名	辺地点数	人口 〔人〕	世帯数 〔戸〕	面積 〔km ² 〕	公共的施設の整備を必要とする事情	
					辺地の地勢及び住民の日常生活の現況	
網津	113	679	284	10.7	<p>当該地域は、宇土半島山岳部に位置し、周辺を山岳に囲まれている。住居はなだらかな傾斜地に点在しており、森林が多く、林業・果樹栽培が盛んな山間農林地帯である。また、網引地区は飲用水を主に湧水又は表流水から求めているなど文化の恩恵に浴していない地域であり、住民の日常生活面での環境整備が遅れており、その整備が強く要望されているところである。</p>	
					道路整備	<p>集落間をつなぐ市道として、道路幅員が不足しており、地域住民の安全な日常生活に支障を来している。また、道路法面対策工事をを行い車両・歩行者の安全確保に努めるものである。</p>
					辺地の地勢及び住民の日常生活の現況	<p>当該地域は、市の最東部に位置しており、水田、畑からなる丘陵地帯である。国道3号のバイパス化により新たに国道が開通し、交通の利便性は向上したものの、バイパスの接続道路の整備が遅れていることや公共交通機関がほとんどないといった交通悪条件を抱えており、整備を望まれている。</p>
花園	142	274	124	1.4	道路整備	<p>集落間をつなぐ市道として、舗装の老朽化が顕著であり、地域住民の安全な日常生活に支障を来している。そのため、道路の舗装及び歩道の整備を行い、車両・歩行者の安全確保に努めるものである。</p>

辺地別公共的施設整備計画（令和6年度から令和10年度までの5年間）

（単位：千円）

辺地名	施設名	計画年度	事業計画	事業費	財源内訳		
					特定財源	一般財源	一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
網田辺地	道路	6～10	道路改良舗装 L=3,200m、W=5.0m (一部W=6.5m) 道路新設工事 L=160m、W=5.0m	755,000		755,000	755,000
	農道	6～10	農道拡幅工事 L=600m、W=約6.5m	335,000		335,000	335,000
	防火水槽	6～10	40t耐震性 防火水槽設置	11,000		11,000	11,000
	防災基盤整備	6	小型動力ポンプ付 積載車購入	9,042		9,042	9,000
	干潟景勝地 展望広場整備	6～7	景勝地展望所A=3,700㎡ 景勝地展望施設一式 休憩施設一式	340,700		340,700	340,700
	網田レトロ館 耐震改修	6	耐震改修工事 及び工事監理	90,500		90,500	90,500
網津辺地	網田コミュニケーションセンター建設事業	6	工事監理、建設工事、 登記手数料、事務費	558,470		558,470	470,700
	道路	6～10	法面対策工事 L=100m、H=3.0m 道路改良舗装 L=500m、W=4.0m	66,000		66,000	66,000

辺地別公共的施設整備計画（令和6年度から令和10年度までの5年間）

（単位：千円）

辺地名	施設名	計画年度	事業計画	事業費	財源内訳		
					特定財源	一般財源	一般財源のうち 辺地对策事業債 の予定額
花園辺地	道路	6～9	道路改良舗装 L=400m、W=7.0m	40,000		40,000	40,000
合計				2,205,712	0	2,205,712	2,117,900

議案第 95 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 5 年 11 月 30 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
宇土市長浜福祉館
- 2 指定管理者となる団体の名称
宇土市長浜地区振興会
- 3 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

提案理由

指定管理者を指定するには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第96号

指定管理者の指定期間延長について

次のとおり指定管理者の指定期間を延長する。

令和5年11月30日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
宇土市養護老人ホーム芝光苑
- 2 指定管理者となる団体の名称
社会福祉法人宇土市社会福祉事業団
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間延長

提案理由

指定管理者の指定期間を延長するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第97号

令和5年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について

令和5年度宇土市一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和5年11月30日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第98号

令和5年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

令和5年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和5年11月30日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 99 号

令和 5 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 5 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり定める。

令和 5 年 11 月 30 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 100 号

令和 5 年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

令和 5 年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり定める。

令和 5 年 11 月 30 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。